

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

平成 28 年 8 月 29 日 答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600339号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600194号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成23年1月25日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成23年1月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年1月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年1月25日

A社から支給された請求期間の標準賞与額の記録がない。厚生年金保険料が控除されていることが賞与支給明細書で確認できるので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された「賞与支給明細書2011年1月賞与」により、請求者は、請求期間において、A社から197万1,000円の賞与の支払を受け、上限となる当該賞与額に見合う標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年1月25日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600321号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600193号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年4月1日から同年11月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

年金事務所が保管する請求者の請求期間に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていなかった旨陳述している上、請求者から提出された「平成23年分給与所得の源泉徴収票」及び「平成23年分の所得税の確定申告書B」並びに上記賃金台帳により、当該保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。